

Newsletter

地方法人特別税の創設と税務への影響 インド税制アップデート 2009年度予算案

Contents

- ▶ 地方法人特別税の創設と税務への影響
 1. 地方法人特別税の創設
 2. 地方法人特別税の概要
 3. 法人税における取扱い
 4. 実効税率
 5. 地方法人特別税創設後の申告書の記載
- ▶ インド税制アップデート
2009年度予算案
 1. 直接税
 2. 間接税

2008年度の税制改正により、地方法人特別税が創設され、2008年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税から適用となります。

本号では、地方法人特別税の概要、法人税における取扱い、実効税率について解説し、実際の申告書の記載例を掲載しています。

また、12月決算法人については、この8月の予定申告における留意点について、具体的な申告書の記載例を挙げて説明しています。

さらに、本号では、インドにおいて、2009年7月に公表された2009年度予算案より、その主要な項目について解説しています。

地方法人特別税の創設と税務への影響

1. 地方法人特別税の創設

2008年度の税制改正により、地域間の税収偏在の是正に対応するため、法人事業税の税率を引き下げた上で、その一部を分離する形で新たに国税として地方法人特別税が創設されました。

所得割及び収入割の標準税率を引き下げて法人事業税の約半分に当たる2.6兆円を減税する一方で、地方法人特別税を創設してその減税分を国税とすることで、国から各都道府県への再配分を通じて地方間の税収偏在の是正を図るというものです。なお、地方法人特別税は人口及び従業者数に基づいて按分され、地方法人特別譲与税として各都道府県へ譲与されます。

(図表1)概要



2. 地方法人特別税の概要

(1) 適用法人

法人事業税の申告納付義務がある法人が対象となります。

(2) 適用時期

2008年10月1日以後開始する事業年度(12月決算法人は2009年12月期、3月決算法人は2010年3月期)に係る法人事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人事業税から適用となります。したがって、9月決算法人が2009年6月1日までに中間申告からは、法人事業税と併せて地方法人特別税についても申告する必要があります。

なお、地方法人特別税は税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設されたものですが、抜本的改革の時期が示されていないため、いつまで実施されるのかは未定です。

(3) 納付税額の計算

① 計算方法

所得金額又は収入金額に法人事業税の標準税率を乗じて課税標準を計算し、これに地方法人特別税の税率を乗じて税額を計算します。

A 所得金額又は収入金額×標準税率(下記②)=基準法人所得割額又は基準法人収入割額

B 基準法人所得割額又は基準法人収入割額×地方法人特別税の税率(下記③)=地方法人特別税額

② 法人事業税の税率

(図表2-1)法人事業税の税率(東京都の場合)

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)				
			2008年10月1日以降に開始する事業年度(※)		2008年10月1日前に開始する事業年度		
			標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
所得・清算所得を課税標準とする法人	一般の法人、公益法人等、人格のない社団や財団など	所得割 適用法人 軽減税率	年400万円以下の所得	2.7	2.95	5	5.25
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	4	4.365	7.3	7.665
			年800万円を超える所得	5.3	5.78	9.6	10.08
		軽減税率不適用法人					
		清算所得	(5.3)	5.78	-	10.08	
	特別法人 [農業協同組合、信用金庫、医療法人など]	所得割 適用法人 軽減税率	年400万円以下の所得	2.7	2.95	5	5.25
			年400万円を超える所得	3.6	3.93	6.6	6.93
			軽減税率不適用法人				
		清算所得	(3.6)	3.93	-	6.93	
		収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人	収入割	0.7	0.765	1.3
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人[資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える一般の法人]	所得割 適用法人 軽減税率	年400万円以下の所得	(1.5)	1.69	-	3.99
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	(2.2)	2.475	-	5.775
			年800万円を超える所得	(2.9)	3.26	-	7.56
		軽減税率不適用法人					
		清算所得	(2.9)	3.26	-	7.56	
		付加価値割	-	0.504	-	0.504	
		資本割	-	0.21	-	0.21	

※1 2008年10月1日以後開始する事業年度の税率が、地方法人特別税創設後における法人事業税の税率となります。

※2 ()内の税率は、東京都では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額等の計算に用います。

※3 所得割又は収入割については、下記の区分に応じ標準税率又は超過税率を適用します。

(1) 標準税率を適用する法人

▶ 資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下で、かつ、年所得が2,500万円以下の一般の法人等

▶ 年所得が2,500万円以下の特別法人

▶ 資本金の額(又は出資金の額)が1億円以下で、かつ、年収入金額が2億円以下の収入金額を課税標準とする法人

(2) 超過税率を適用する法人

(1)以外の法人及び清算所得を申告する法人

※4 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額(又は出資金の額)が1,000万円以上の法人をいいます。

③ 地方法人特別税の税率

(図表2-2)地方法人特別税の税率

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人	148
	外形標準課税法人以外の法人	81
基準法人収入割額	-	81

(4) 申告と納付

法人事業税と同じ申告書及び納付書により、各都道府県に申告納付する必要があります。

つまり、国税である地方法人特別税も、法人事業税と併せて事務所等の所在する都道府県に対して申告納付することになります。なお、地方法人特別税の創設により、申告書(第6号様式、第7号様式、第8号様式又は第9号様式)に地方法人特別税を記載する欄が新たに追加されました。

また、法人事業税の所得割額又は収入割額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合には、第6号様式別表14「基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書」に記載し、第6号様式等の申告書に併せて提出する必要があります。

(5) 中間申告

地方法人特別税の中間申告義務については、法人事業税の申告義務に準ずることになっています。

したがって、事業年度が6ヶ月を超える法人については、原則、地方法人特別税の中間申告義務があります。

また、地方法人特別税にも前事業年度の税額に基づく予定申告と、中間仮決算による中間申告があります。

(6) 予定申告における留意事項

地方法人特別税の予定申告では、法人事業税の場合と同様に、前事業年度の税額を前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて予定納付額を算出し、法人事業税と併せて申告することになります。

ただし、2008年10月1日以後開始する最初の事業年度については、前事業年度の地方法人特別税額がないため次の経過措置が設けられています。

① 法人事業税の予定申告納付額

前事業年度の法人事業税額÷前事業年度の月数×3.3

※具体的には、次のA～Cの合計額あるいはD(収入金額課税法人の場合)となります。

A 前事業年度の所得割額÷前事業年度の月数×3.3

B 前事業年度の付加価値割額÷前事業年度の月数×3.3

C 前事業年度の資本割額÷前事業年度の月数×3.3

D 前事業年度の収入割額÷前事業年度の月数×3.3

本来、地方法人特別税は、法人事業税のうち所得割額又は収入割額に基づいて計算されることになっていますが(上記(3)①計算方法をご参照下さい)、予定申告の経過措置では「前事業年度の法人事業税額」を計算の基礎としていますので、前事業年度の付加価値割額や資本割額も予定申告納付額の計算に含まれます。

② 地方法人特別税の予定申告納付額

前事業年度の法人事業税額÷前事業年度の月数×2.7

※外形標準課税法人の場合は、前事業年度の所得割・付加価値割・資本割の合計額に基づいて計算します。

3. 法人税における取扱い

地方法人特別税は、法人税の所得の計算上損金の額に算入されない租税公課等(法法38)には該当しないことから、法人事業税と同様に損金の額に算入されます。加えて、法人税基本通達9-5-2では地方法人特別税の損金算入時期に関して法人事業税と同様に規定しています。

なお、法人税申告書別表5(2)「租税公課の納付状況等に関する明細書」では、「事業税」欄に、法人事業税と地方法人特別税の合計額を記載することになります。

4. 実効税率

(1) 法人の税負担への影響

地方法人特別税の創設に伴い、法人事業税のうち所得割及び収入割の税率が引き下げられました。一方で、地方法人特別税の税率は、法人事業税と地方法人特別税を合わせた税負担が以前の法人事業税の税負担を上回らないように設定されています。そのため、地方法人特別税の創設に伴い、法人の税負担が増えることはありません。

(2) 外形標準課税創設時との比較

外形標準課税創設時においては、日本公認会計士協会より「法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い」が公表されました。その中で、付加価値割及び資本割の課税標準について、「これら二つの課税標準は、公益事業における売上高割と同様に、利益に関連する金額を課税標準として課される税金を対象にした税効果会計の計算論理には適合しないため、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する場合の法定実効税率の算式に含めるべきではないと考えられる。」との見解が示されました。そして、外形標準課税の創設に伴い、外形標準課税法人の所得割の税率が引き下げられたため、その分実効税率も下がりました。

一方で、地方法人特別税は「利益に関連する金額を課税標準として課される税金」であり、基本的に地方法人特別税の創設後においても法人の税負担が変わらないように税率が設定されていることから、原則として実効税率への影響はありません。

※ただし、地方法人特別税の計算の仕組みにより若干の差異(税負担の減少)が生ずると考えられます。

〔具体例〕(東京都の場合)

A 前提

- ▶ 外形標準課税法人
- ▶ 所得金額 100,000,000円
- ▶ 軽減税率不適用法人

B 地方法人特別税創設前の所得割額

100,000,000円×7.56%=7,560,000円

C 地方法人特別税創設後の所得割額及び地方法人特別税額

イ 所得割額

100,000,000円×3.26%(超過税率による所得割の税率)=3,260,000円

ロ 地方法人特別税額

100,000,000円×2.9%(標準税率)=2,900,000円

2,900,000円×148%(地方法人特別税の税率)=4,292,000円

合計額 7,552,000円

D B-C=8,000円(税負担の減少)

この税負担の減少は、地方法人特別税創設前の所得割の税率7.56%に対して、創設後の所得割及び地方法人特別税の税率の合計が7.552%(3.26%+2.9%×148%=7.552%)となり、創設前よりも税率が若干下がることによるものです。また、所得割の計算において標準税率が適用される場合においても、同様に税率が若干下がるものと考えられます。

5. 地方法人特別税創設後の申告書の記載

予定申告及び確定申告における申告書の記載例は、以下の通りです。

(1) 予定申告の記載例

① 前提

- ▶ 甲株式会社(資本金4億円であり外形標準課税法人に該当する)
- ▶ 事務所等の所在地 東京都のみ
- ▶ 当事業年度 2009年1月1日～2009年12月31日
- ▶ 前事業年度 2008年1月1日～2008年12月31日
- ▶ 前事業年度の法人事業税の納付税額 17,215,800円
〔内訳〕
所得割額 11,125,800円(所得金額 150,000,000円)
付加価値割額 5,040,000円(付加価値額 1,000,000,000円)
資本割額 1,050,000円(資本金等の額 500,000,000円)

② 予定納付税額の計算

A 法人事業税

- ▶ 所得割額
 $11,125,800円 \div 12月 \times 3.3 = 3,059,595円 \rightarrow 3,059,500円$ (百円未満切捨)
- ▶ 付加価値割額
 $5,040,000円 \div 12月 \times 3.3 = 1,386,000円$
- ▶ 資本割額
 $1,050,000円 \div 12月 \times 3.3 = 288,750円 \rightarrow 288,700円$ (百円未満切捨)

B 地方法人特別税

$17,215,800円 \div 12月 \times 2.7 = 3,873,555円 \rightarrow 3,873,500円$ (百円未満切捨)

③ 第7号様式の記載

(図表3)記載例

事業		税																																													
前事業年度の事業税額 (38の金額)		17												1	7	2	1	5	8	0	0																										
所得割額 (39 × $\frac{6.3.3}{\text{前事業年度の月数}}$)		18													3				0				5				9				5				0				0								
付加価値割額 (40 × $\frac{6.3.3}{\text{前事業年度の月数}}$)		19													1				3				8				6				0				0				0								
資本割額 (41 × $\frac{6.3.3}{\text{前事業年度の月数}}$)		20													2				8				8				7				0				0												
収入割額 (42 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)		21																																	0				0								
地方 特別 法人 税	前事業年度の地方法人特別税額 (48)	22																																	0				0								
	地方法人特別税額 (38) × $\frac{6.2.7}{\text{前事業年度の月数}}$	23													3				8				7				3				5				0				0								
予定申告税額 (18+19+20+21+23)		24													8				6				0				7				7				0				0								
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額		25																																					0				0				
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 (24-25)		26													8				6				0				7				7				0				0								
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細																																															
摘要		課税標準												税率 (100)		税額																															
(事業 税)	所得金額総額 (27)	1												5		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0					
	所得金額 (28)	1												5		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0							
	付加価値額総額 (29)	1												0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0									
	付加価値額 (30)	1												0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0							
	資本金等の額総額 (31)	5												0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0							
	資本金等の額 (32)	5												0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0							
	収入金額総額 (33)																																														
	収入割 (34)																																														
	合計事業税額 (28+30+32+34)		35													1				7				2				1				5				8				0				0			
	仮装経理に基づく事業税額の控除額 (36)		36																																												
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (37)		37																																													
納付すべき事業税額 (35-36-37)		38													1				7				2				1				5				8				0				0				
⑧の内訳	所得割 (39)	1												1		1		2		5		8		0		0		0		0		0		0		0		0		0							
	資本割 (41)	1												0		5		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0							
摘要		課税標準												税率 (100)		税額																															
(地方 法人 特別 税)	所得割に係る地方法人特別税額 (43)																																			0		0									
	収入割に係る地方法人特別税額 (44)																																	0		0											
	合計地方法人特別税額 (43+44)		45																																												
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 (46)		46																																												
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 (47)		47																																												
納付すべき地方法人特別税額 (45-46-47)		48																																	0												

※記載上の留意点

18欄~21欄、23欄の計算式の分子には予め「6」と記載されていますが、2008年10月1日以後最初に開始する事業年度については、「6」を二重線で消し、「3.3」又は「2.7」と記載する必要があります。

また、23欄の計算式には予め「22欄」を基礎として計算するように記載されていますが、2008年10月1日以後最初に開始する事業年度については、22欄に該当する金額がないことから、「22欄」を二重線で消し、「38欄」と記載する必要があります。

(2) 確定申告の記載例

① 前提

- ▶ 乙株式会社(資本金8千万円であり外形標準課税法人には該当しない)
- ▶ 事務所等の所在地 東京都のみ
- ▶ 当事業年度 2009年1月1日～2009年12月31日
- ▶ 前事業年度 2008年1月1日～2008年12月31日
- ▶ 予定申告税額の納付状況
 - 法人事業税(所得割額) 2,692,300円
 - 地方法人特別税額 2,202,700円
- ▶ 当事業年度における所得金額(6号様式33欄) 150,000,000円

② 納付税額(年税額)の計算

A 法人事業税(所得割額)

- ▶ $4,000,000円 \times 2.95\% = 118,000円$
- ▶ $4,000,000円 \times 4.365\% = 174,600円$
- ▶ $142,000,000円 \times 5.78\% = 8,207,600円$
- ▶ 合計 8,500,200円

※税率については、上記2.(3)②法人事業税の税率をご参照下さい。

B 地方法人特別税

イ 地方法人特別税の課税標準となる基準法人所得割額を、法人事業税の標準税率を用いて計算します。(第6号様式別表14)

- ▶ $4,000,000円 \times 2.7\% = 108,000円$
- ▶ $4,000,000円 \times 4\% = 160,000円$
- ▶ $142,000,000円 \times 5.3\% = 7,526,000円$
- ▶ 合計 7,794,000円

□ 基準法人所得割額に基づいて地方法人特別税額を計算します。(第6号様式56欄～64欄)

$7,794,000円 \times 81\% = 6,313,140円 \rightarrow 6,313,100円$ (百円未満切捨)

※税率については、上記2.(3)③地方法人特別税の税率をご参照下さい。

③ 第6号様式の記載

(図表4-1)記載例

事業税	摘要	課税標準							税率 (%)	税額											
		千円	百円	十円	円	角	分	厘		千円	百円	十円	円	角	分	厘					
所得	所得金額総額 ㉑				1	5	0	0	0	0	0										
	年400万円以下の金額 ㉒				4	0	0	0	0	0	2.9%				1	1	8	0	0	0	
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉓				4	0	0	0	0	0	4.36%				1	7	4	6	0	0	
	年800万円を超える金額 ㉔				1	4	2	0	0	0	5.78%				8	2	0	7	6	0	
	計 ㉑+㉒+㉓+㉔ ㉕				1	5	0	0	0	0					8	5	0	0	2	0	
付加価値	付加価値額総額 ㉖																				
	付加価値額 ㉗								0	0									0	0	
	資本金等の額総額 ㉘																				
	資本金等の額 ㉙								0	0										0	0
	収入金額総額 ㉚																				
収入割	収入金額 ㉛								0	0										0	0
	合計事業税額 ㉜+㉝+㉞+㉟又は㊱+㊲+㊳+㊴														8	5	0	0	2	0	0
	課税標準に基づく事業税額の控除額 ㊵														2	6	9	2	3	0	0
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㊶														5	8	0	7	9	0	0
	所得割 ㊷				5	8	0	7	9	0	付加価値割 ㊸									0	0
資本割	資本割 ㊹							0	0	収入割 ㊺										0	0
	㊹のうち見込納付額 ㊻									差引 ㊼				5	8	0	7	9	0	0	
	摘要	課税標準							税率 (%)	税額											
	所得割に係る地方法人特別税額 ㊽				7	7	9	4	0	0	81%				6	3	1	3	1	0	0
	収入割に係る地方法人特別税額 ㊾								0	0										0	0
合計地方法人特別税額 (㊽+㊾) ㊿														6	3	1	3	1	0	0	
地方人特別税	課税標準に基づく地方人特別税額の控除額 ㋀													2	2	0	2	7	0	0	
	租税条約の実施に係る地方人特別税額の控除額 ㋁													4	1	1	0	4	0	0	
	㋀のうち見込納付額 ㋂									差引 ㋃				4	1	1	0	4	0	0	

(図表4-2)記載例

法人名	乙株式会社	※ 処理 事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
		事業年度	平成 2,1 年 1,2 月 3,1 日まで	平成 2,1 年 1,1 月 1,1 日から		

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘 要		所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額
		兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
所 得 割	所得金額総額	① 1,500,000,000		
	年400万円以下の金額	② 400,000,000	2.7	1,080,000
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③ 400,000,000	4.0	1,600,000
	年800万円を超える金額	④ 1,420,000,000	5.3	7,526,000
	計 ② + ③ + ④	⑤ 1,500,000,000		7,794,000
	軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額	⑥ 0,000,000	5.3	0,000,000

(注)上記本文及び図表1、2は、以下の資料に基づいて作成しました。

- ▶ 東京都主税局ホームページ 地方法人特別税
http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/chihou_houtoku.html
- ▶ 東京都主税局ホームページ 地方法人特別税が創設されました
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/tax-info/chihouhoujin2008.pdf>
- ▶ 日本公認会計士協会 法人事業税における外形標準課税制度の導入に伴う税効果会計適用上の取扱い
http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/00273-000522.pdf

インド税制アップデート 2009年度予算案

2009年度のインド政府の予算案が2009年7月6日に発表されました。

インド政府の予算案は、通常2月に発表されますが、今年はインド議会の下院選挙の影響で7月に公表されました。

今回の予算案は、主として個人所得税の免税拡大、昨年末からの景気対策を通じて減税された物品税、サービス税の税率維持による消費の喚起を配慮したもので、フリンジ・ベネフィット税の廃止やGST(Goods and Service Tax)の導入方針の確認なども盛り込まれています。しかし、一方で、減税に伴う財政赤字の拡大も懸念されています。

2009年度予算案における直接税及び間接税に関する主な内容は以下のとおりです。

1. 直接税

- ▶ 法人税: 基本税率、サーチャージ及び教育目的税の税率は、変更なし
- ▶ ミニマム代替税(MAT: Minimum Alternate Tax)の税率が10%から15%へ変更、MATにおける税額、控除の繰越期間が7年間から10年間へ延長
- ▶ フリンジ・ベネフィット税の廃止
- ▶ 製造業(ネガティブ・リストに掲載されている産業は除く)に対し、150%加重の試験研究費控除
- ▶ 移転価格税制におけるセーフハーバー規則の導入(2009年4月1日付で発効)
- ▶ 移転価格税制に関する係争の早期解決に向けた制度(ADR: Alternate Dispute Resolution)の導入
- ▶ 源泉所得税に関する手続として、納税者番号(PAN)取得の義務化(非居住者にも適用)
- ▶ 輸出に関するインセンティブ(Tax Holiday)の終了期限を2011年3月まで延長
- ▶ 個人所得税: 基礎免税所得金額の引上げ、サーチャージの廃止(ただし、教育目的税は税率3%のままで継続)

2. 間接税

- ▶ 物品税、サービス税に関する税率は変更なし
- ▶ サービス税の課税対象の範囲の拡大(法律関連のコンサルティング、海上輸送等)
- ▶ GST導入見込(2010年4月1日から)。導入されれば、関税を除く他の間接税が廃止される予定

2009年度予算案においては、以上のように移転価格税制におけるセーフハーバー規則の導入、外国法人が利用できるADRの導入、PAN取得の義務化やGST導入方針の確認など日系企業にとっても影響が大きいと考えられる改正が予定されています。今後、詳細な情報が提供される予定ですが、対処すべき課題について、早めの検討が重要であると考えられます。

インドの2009年度予算案の詳細は、以下アーンスト・アンド・ヤング インドのウェブサイトに掲載されておりますので、併せてご参照ください。

http://www.ey.com/IN/en/Services/Tax/Tax_Overview

9月号 予告

- ▶ 金融再編における移転価格リスクマネジメント

Contact

▶ 地方法人特別税の創設と税務への影響

ビジネス タックス コンプライアンス部

福澤 保徳	パートナー	03-3506-2429	yasunori.fukuzawa@jp.ey.com
岡 孝次良	パートナー	03-3506-2175	kojiro.oka@jp.ey.com
岡田 朋子	シニアマネージャー	03-3506-2060	tomoko.okada@jp.ey.com

ビジネス タックス コンプライアンス部は、外資系企業の日本法人や日系の上場企業を中心とした法人のクライアントに対して、法人税・消費税等の各種税務申告書の作成や租税条約に関する届出書の作成といった基本的な税務コンプライアンスサービスの他、連結納税制度、外国税額控除制度、国内外の組織再編やクロスボーダー取引に関する税務アドバイスといった専門性の高い税務サービスを提供しております。

- ▶ 法人税(連結、単体)、法人事業税、法人住民税、消費税、事業所税、償却資産税等の各種税務申告書の作成
- ▶ 税務調査対応
- ▶ 顧問契約に基づく税務相談
- ▶ 外国税額控除制度に関するコンサルティング
- ▶ 連結納税制度に関するコンサルティング
- ▶ クロスボーダー取引に関する税務コンサルティング
- ▶ 租税条約に関する届出書等の各種税務関係届出書の作成
- ▶ 外国親会社へ提出するタックスパッケージの作成、レビュー
- ▶ 決算時の税金引当計上額の計算、レビュー、など

▶ インド税制アップデート 2009年度予算案

国際税務部

網野 健司	パートナー	03-3506-2164	kenji.amino@jp.ey.com
田川 利一	パートナー	03-3506-2617	toshikazu.tagawa@jp.ey.com
ニラドリ ナグ	シニアマネージャー	03-3506-2446	niladri.nag@jp.ey.com
武末 朝生	シニアマネージャー	03-3506-2709	asao.takesue@jp.ey.com

国際税務コンサルティング部では、日本および海外の税務に関連する以下のサービスを提供しています。

- ▶ 海外進出に係る税務アドバイス(現地および日本)
- ▶ 海外でのM&Aにおけるストラクチャリングアドバイス
- ▶ M&A後の組織融合のためのグローバル組織再編アドバイス
- ▶ 連結実効税率最適化のためのサプライチェーンマネジメント(TESCM)
- ▶ 持株会社、ファイナンスカンパニーの設立アドバイス
- ▶ 多国籍グループ内における国際税務リスクマネジメント
- ▶ 国際税務戦略立案、実行のサポート、など

税制関連情報

2009年6月から本日まで、関係省庁より公表された税制に関する情報のハイライトとなります。以下ご参照下さい。

- ▶ 財務省「平成21年度税制改正の解説」
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/kaisetsu21/index.html>
- ▶ 財務省「資本に係る取引等に係る税制についての勉強会 論点とりまとめ」
<http://www.mof.go.jp/singikai/shihon/gijiyosi/20090629.htm>
- ▶ 国税庁「国税庁レポート」
<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/report.htm>
- ▶ 国税庁「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予～担保の提供に関するQ&A～」
http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/enno-butsumo/qa/index_6.htm
- ▶ 経済産業省「外国組員に対する特例」および「恒久的施設を有しない外国組員の課税所得の特例」について
http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/fund_tokurei.htm

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

© 2009 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。